



- わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

2020 5.15 No.187
(令和2年)

問 問合せ 申 申込み 日 日時 会 会場 期 期間 時 時間
 対 対象 資 資格 定 定員 費 費用 大 締切 内 内容
 講 講師 持 持ち物 他 その他 F ファックス M メール

水道メーターを交換します

水道課 水道業務係

☎774-3141

水道メーターは、計量法で検定有効期間が定められています。市では、検定有効期間が満了となるメーターなどを交換しています。

市が委託した業者が交換を行い、作業後にメーター交換のお知らせはがきをお渡しします。

作業時の注意とお願い

- ・交換作業のため、業者が声をかけ、敷地内に入らせていただきます。作業後にも業者が声をおかけします。
- ・留守でも作業を行います。
- ・作業を行う5〜20分程度は、水が使えません。
- ・メーターボックスの上に物を置いたり、駐車したり、犬を近くにつないだりしないでください。

無料 取替期間

6月、7月〜10月の毎月 上旬

対 検定有効期間が令和3年12月までの水道メーター（メーターのふたの裏に有効期限

のシールが貼ってあります）、無線メーターなど

※取替後に、にごり水や空気が出る場合がありますが、少しの間、水を出し続けると解消します

世界禁煙デー・禁煙週間

保健課 保健業務班

☎773-6811

5月31日(日)は、世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」、5月31日(日)〜6月6日(土)は「禁煙週間」です。

市内の喫煙者は減ってきていますが、喫煙者数(平成29年度特定健康診査結果)の割合は、県内30市町村中2位です。

妊婦を対象とした妊娠届時のアンケート(令和2年3月末現在)では、約31.3%に喫煙歴(過去の喫煙を含む)があり、約45.3%に同居の家族に喫煙者がいると答えました。

平成30年7月に、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。令和元年7月からは、病院、学校、行政機関の庁舎などで敷地内は禁煙と

なり、4月からは飲食店や事業所・工場・ホテル・旅館・鉄道などが原則屋内禁煙となりました。

「世界禁煙デー」をきっかけに、禁煙にチャレンジしたり、職場や地域の禁煙対策について考えてみませんか。

禁煙治療が受けられる医療機関の相談は保健課へ

市内には、健康保険を使つて禁煙治療が受けられる医療機関があります。保健課では該当する医療機関を紹介しています。禁煙の意志がある人は、気軽にご相談ください。

受動喫煙に関する相談先

南魚沼地域振興局 健康福祉

環境部(南魚沼保健所)

☎772-8137

厚生労働省 受動喫煙対策に係るコールセンター

☎03-5539-0303

公営住宅の公募

福祉課 公営住宅係

☎773-6667

今回の入居者募集は6月15日号の市報に掲載します。(入居に関する相談は随時受け付けています)

市議会6月定例会の開催

議会事務局

☎773-6650

南魚沼市議会の6月定例会を開催します。

会 本庁舎3階 議場

日程(予定)

6月1日(月)

市長所信表明・議案審議

ほか

6月2日(火)〜4日(木)

各常任委員会

6月8日(月)〜10日(水)

一般質問

6月12日(金)

委員長審査報告・議案審議

傍聴について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴をご遠慮いただくことがあります。ご了承ください。

他 日程の詳細と一般質問の通告内容は、市ウェブサイトに掲載するほか、一般質問当日に、通告内容をまとめた冊子を受付(閉庁後は宿直窓口)で配布します。

※正式な日程は、5月22日(金)に決定します。詳しくは、お問い合わせください